

(参考様式5)

農用地区域変更明細表 (除外)

(単位: m²)

番号	地区・区域名	農用地区域から除く土地				関係者		利用目的等	土地改良事業の実施状況	除外の理由		
		所在・地番	地目	用途区分	面積	所有者	利用者			10-3非	10-4	13-1
206	篠塚	篠塚字百足山795番	田	農地	1,039.00 m ²	—	藤岡市土地開発公社	市街化編入による除外 【藤岡IC西産業団地(北地区)】	県営かんがい排水事業 (S41～S49)	—	—	○
207	篠塚	篠塚字百足山796番	田	農地	983.00 m ²	—	藤岡市土地開発公社	市街化編入による除外 【藤岡IC西産業団地(北地区)】	県営かんがい排水事業 (S41～S49)	—	—	○
208	篠塚	篠塚字百足山797番	田	農地	997.00 m ²	—	藤岡市土地開発公社	市街化編入による除外 【藤岡IC西産業団地(北地区)】	県営かんがい排水事業 (S41～S49)	—	—	○
209	篠塚	篠塚字百足山798番	田	農地	1,000.00 m ²	—	藤岡市土地開発公社	市街化編入による除外 【藤岡IC西産業団地(北地区)】	県営かんがい排水事業 (S41～S49)	—	—	○
210	篠塚	篠塚字百足山799番1	田	農地	516.00 m ²	—	藤岡市土地開発公社	市街化編入による除外 【藤岡IC西産業団地(北地区)】	県営かんがい排水事業 (S41～S49)	—	—	○
211	篠塚	篠塚字百足山799番2	畑	農地	534.00 m ²	—	藤岡市土地開発公社	市街化編入による除外 【藤岡IC西産業団地(北地区)】	県営かんがい排水事業 (S41～S49)	—	—	○
212	篠塚	篠塚字百足山799番3	田	農地	294.00 m ²	—	藤岡市土地開発公社	市街化編入による除外 【藤岡IC西産業団地(北地区)】	県営かんがい排水事業 (S41～S49)	—	—	○
213	篠塚	篠塚字百足山800番1	田	農地	664.00 m ²	—	藤岡市土地開発公社	市街化編入による除外 【藤岡IC西産業団地(北地区)】	県営かんがい排水事業 (S41～S49)	—	—	○
214	篠塚	篠塚字百足山800番2	田	農地	547.00 m ²	—	藤岡市土地開発公社	市街化編入による除外 【藤岡IC西産業団地(北地区)】	県営かんがい排水事業 (S41～S49)	—	—	○
215	篠塚	篠塚字百足山801番	田	農地	1,028.00 m ²	—	藤岡市土地開発公社	市街化編入による除外 【藤岡IC西産業団地(北地区)】	県営かんがい排水事業 (S41～S49)	—	—	○
216	篠塚	篠塚字百足山802番	田	農地	977.00 m ²	—	藤岡市土地開発公社	市街化編入による除外 【藤岡IC西産業団地(北地区)】	県営かんがい排水事業 (S41～S49)	—	—	○
217	篠塚	篠塚字百足山803番	田	農地	1,011.00 m ²	—	藤岡市土地開発公社	市街化編入による除外 【藤岡IC西産業団地(北地区)】	県営かんがい排水事業 (S41～S49)	—	—	○
218	篠塚	篠塚字百足山804番1	田	農地	518.00 m ²	—	藤岡市土地開発公社	市街化編入による除外 【藤岡IC西産業団地(北地区)】	県営かんがい排水事業 (S41～S49)	—	—	○
219	篠塚	篠塚字百足山804番2	田	農地	518.00 m ²	—	藤岡市土地開発公社	市街化編入による除外 【藤岡IC西産業団地(北地区)】	県営かんがい排水事業 (S41～S49)	—	—	○
220	篠塚	篠塚字百足山818番	畑	農地	845.00 m ²	—	藤岡市土地開発公社	市街化編入による除外 【藤岡IC西産業団地(北地区)】	県営かんがい排水事業 (S41～S49)	—	—	○
221	篠塚	篠塚字百足山819番	田	農地	524.00 m ²	—	藤岡市土地開発公社	市街化編入による除外 【藤岡IC西産業団地(北地区)】	県営かんがい排水事業 (S41～S49)	—	—	○
222	篠塚	篠塚字百足山820番	畑	農地	378.00 m ²	—	藤岡市土地開発公社	市街化編入による除外 【藤岡IC西産業団地(北地区)】	県営かんがい排水事業 (S41～S49)	—	—	○
223	篠塚	篠塚字百足山821番1	田	農地	850.00 m ²	—	藤岡市土地開発公社	市街化編入による除外 【藤岡IC西産業団地(北地区)】	県営かんがい排水事業 (S41～S49)	—	—	○
224	篠塚	篠塚字百足山821番2	田	農地	58.00 m ²	—	藤岡市土地開発公社	市街化編入による除外 【藤岡IC西産業団地(北地区)】	県営かんがい排水事業 (S41～S49)	—	—	○
225	篠塚	篠塚字百足山821番3	田	農地	122.00 m ²	—	藤岡市土地開発公社	市街化編入による除外 【藤岡IC西産業団地(北地区)】	県営かんがい排水事業 (S41～S49)	—	—	○
226	篠塚	篠塚字百足山822番1	田	農地	631.00 m ²	—	藤岡市土地開発公社	市街化編入による除外 【藤岡IC西産業団地(北地区)】	県営かんがい排水事業 (S41～S49)	—	—	○
227	篠塚	篠塚字百足山822番2	田	農地	78.00 m ²	—	藤岡市土地開発公社	市街化編入による除外 【藤岡IC西産業団地(北地区)】	県営かんがい排水事業 (S41～S49)	—	—	○
228	篠塚	篠塚字百足山822番4	田	農地	120.00 m ²	—	藤岡市土地開発公社	市街化編入による除外 【藤岡IC西産業団地(北地区)】	県営かんがい排水事業 (S41～S49)	—	—	○

229	篠塚	篠塚字百足山822番5	田	農地	170.00 m ²	—	藤岡市土地開発公社	市街化編入による除外 【藤岡IC西産業団地(北地区)】	県営かんがい排水 事業 (S41～S49)	—	—	○
230	篠塚	篠塚字百足山823番1	田	農地	381.00 m ²	—	藤岡市土地開発公社	市街化編入による除外 【藤岡IC西産業団地(北地区)】	県営かんがい排水 事業 (S41～S49)	—	—	○
231	篠塚	篠塚字百足山823番2	用悪水路	農業用施設 用地	136.00 m ²	—	藤岡市土地開発公社	市街化編入による除外 【藤岡IC西産業団地(北地区)】	県営かんがい排水 事業 (S41～S49)	—	—	○
232	篠塚	篠塚字百足山823番3	田	農地	36.00 m ²	—	藤岡市土地開発公社	市街化編入による除外 【藤岡IC西産業団地(北地区)】	県営かんがい排水 事業 (S41～S49)	—	—	○
233	篠塚	篠塚字百足山824番1	田	農地	266.00 m ²	—	藤岡市土地開発公社	市街化編入による除外 【藤岡IC西産業団地(北地区)】	県営かんがい排水 事業 (S41～S49)	—	—	○
234	篠塚	篠塚字百足山824番2	田	農地	3.48 m ²	—	藤岡市土地開発公社	市街化編入による除外 【藤岡IC西産業団地(北地区)】	県営かんがい排水 事業 (S41～S49)	—	—	○
235	篠塚	篠塚字百足山824番5	田	農地	51.00 m ²	—	藤岡市土地開発公社	市街化編入による除外 【藤岡IC西産業団地(北地区)】	県営かんがい排水 事業 (S41～S49)	—	—	○
236	篠塚	篠塚字百足山824番6	田	農地	161.00 m ²	—	藤岡市土地開発公社	市街化編入による除外 【藤岡IC西産業団地(北地区)】	県営かんがい排水 事業 (S41～S49)	—	—	○
237	篠塚	篠塚字百足山826番1	畑	農地	493.00 m ²	—	藤岡市土地開発公社	市街化編入による除外 【藤岡IC西産業団地(北地区)】	県営かんがい排水 事業 (S41～S49)	—	—	○
238	篠塚	篠塚字百足山826番2	畑	農地	5.72 m ²	—	藤岡市土地開発公社	市街化編入による除外 【藤岡IC西産業団地(北地区)】	県営かんがい排水 事業 (S41～S49)	—	—	○
239	篠塚	篠塚字百足山826番4	畑	農地	113.00 m ²	—	藤岡市土地開発公社	市街化編入による除外 【藤岡IC西産業団地(北地区)】	県営かんがい排水 事業 (S41～S49)	—	—	○
240	篠塚	篠塚字百足山827番1	畑	農地	753.00 m ²	—	藤岡市土地開発公社	市街化編入による除外 【藤岡IC西産業団地(北地区)】	県営かんがい排水 事業 (S41～S49)	—	—	○
241	篠塚	篠塚字百足山827番2	畑	農地	192.00 m ²	—	藤岡市土地開発公社	市街化編入による除外 【藤岡IC西産業団地(北地区)】	県営かんがい排水 事業 (S41～S49)	—	—	○
242	篠塚	篠塚字百足山827番4	畑	農地	183.00 m ²	—	藤岡市土地開発公社	市街化編入による除外 【藤岡IC西産業団地(北地区)】	県営かんがい排水 事業 (S41～S49)	—	—	○
計			田	農地	13,543.48 m ²	※市街化編入による除外【藤岡インターチェンジ西産業団地(北地区)】						
			畑	農地	3,496.72 m ²							
			用悪水路	農業用施設 用地	136.00 m ²							
			総計		17,176.20 m ²							

注1：「用途区分」欄は、指定されている農業上の用途区分（農地・採草放牧地・混牧林地・農業用施設用地）を記入する。

注2：「利用目的等」欄は、除外後の利用目的を具体的に記入する。（除外理由が、法第10条第3項各号の要件に非該当の場合を除く。）

注3：「土地改良事業の実施状況」欄は、補助事業名・実施年度（期間）を記入する。

注4：「除外の理由」欄のうち、「10-3非」は法第10条第3項各号の要件を満たさないことを理由とする場合を、「10-4」は法第10条第4項の規定に基づく場合を、「13-2」は農用地等以外の用途に供することを目的とする場合を指しており、該当するものに「○」印を記入する。